

「介護現場における特定の医行為の必要性に関する実態調査」結果の概要と総括

2025年1月27日

公益社団法人日本介護福祉士会

及川 ゆりこ

規制改革実施計画において、「介護現場のタスク・シフト／シェアの更なる推進」が挙げられ、課題や対応策の検討が進められています。こうした動きを踏まえ、医行為を取り巻く介護現場での状況（ニーズ）を把握することを目的として、運営サポーターを対象とする調査を実施しましたのでご報告いたします。

【主な結果の概要】

- ・規制改革推進会議で取り上げられた介護職員が実施可能と整理されていない行為（本アンケート内では「医行為」と呼称した。）をもとに本アンケートを実施したところ、「与薬」、「経皮吸収型製剤の貼付・貼り直し・剥離」、「摘便（目視で確認できる場合）」、「膀胱留置カテーテルに溜まった尿のミルキング」、「ストーマ装具（パウチ）の交換」、「配慮を要する爪切り（爪白癬、巻き爪など）」、「褥瘡の処置（真皮を超える褥瘡、真皮を超えない褥瘡）」について、医療職が適切なタイミングで対応しきれていない状況——その行為が行われないことで、利用者の生活リズムが崩れたり利用者の快適な生活・暮らしが脅かされたりする可能性があるかと判断される場合などを想定したもの——を見聞きしたことがあるとの回答が40%を超えていた。
- ・特に、「与薬」、「摘便」、「配慮を要する爪切り」については、50%以上の方が、医療職が適切なタイミングで対応しきれていない状況を見聞きしていることが確認された。

【総括】

- ・医療職・介護職間のタスク・シフト／シェアの推進や、医行為ではないと考えられる行為の範囲の拡大についての議論がされるなど、介護福祉士を含む介護職員による医行為・医療的ケア等の需要が高まる中、生活や暮らしに必要な行為の延長として、介護福祉士等による実施が真に必要とされる医行為・医療的ケアに関しては、その取扱いについての検討が求められる。
- ・一方で、医行為は原則として医師や看護師等によって担われるものであり、介護福祉士等による実施の可否を判断するためには、利用者の切迫した需要があることや、当該行為を医療職が実施できる体制にないことが、定量的・定性的に明らかにされるとともに、医学的整理や法律学的整理等、さまざまな論点からの検討が必要である。
- ・日本介護福祉士会として、医行為のタスク・シフト／シェアの推進や、医行為ではないと考えられる行為の範囲の拡大に、現時点において賛成や反対の意を表明するものではないが、医行為を取り巻く介護現場での状況（ニーズ）を把握するため、利用者の需要や、医療職の実施体制といったデータの収集等の対応について進めて参りたい。